

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年3月8日(2007.3.8)

【公開番号】特開2005-204702(P2005-204702A)

【公開日】平成17年8月4日(2005.8.4)

【年通号数】公開・登録公報2005-030

【出願番号】特願2004-11474(P2004-11474)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月18日(2007.1.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技領域を形成する遊技盤と、

絵柄を変動表示する表示部を有する絵柄表示手段と、

前記表示部の下方に設けられ、遊技球の入球により遊技者に利益が付与される入球口とを備え、

前記表示部と前記入球口との間に設けられ遊技機正面から見て少なくとも左右方向に延び遊技球の転動機能及び前記入球口への遊技球の案内機能を有する転動部を備えた第1フレーム部と、少なくとも前記表示部の上方において前記遊技盤面よりも前方に張り出すとともに前記転動部に向けて遊技球を誘導する誘導手段を有する第2フレーム部とを、個別に前記遊技盤に設けたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記第1フレーム部と前記第2フレーム部とを相互に固定する固定手段が不具備であることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記表示部の絵柄の変動表示後に停止した絵柄が所定の絵柄であった場合には、遊技者に特別な利益を付与する構成とし、前記入球口への入球が、前記表示部における絵柄の変動表示の始動条件であることを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機。